

# 群馬県介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「群馬県介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー」(以下「元気高齢者向けセミナー」という。)の実施に当たり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 高齢者等が、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、高齢者等の活躍を一層促進し、介護分野における人材のすそ野を広げることを目的とする。

(対象者)

第3条 元気高齢者向けセミナーの対象者は、高齢者等(55歳以上の高年齢者を含む。)とする。ただし、本セミナーの目的を達成するために適当と認められる者を含めることができる。

(実施主体)

第4条 参入促進セミナーの実施主体は、市町村長とする。

ただし、市町村長は、事業の一部又は全部を適当と認められる団体等に委託することができる。

(内容等)

第5条 元気高齢者向けセミナーは、介護分野への関心を持つきっかけとなる内容で、1～2時間程度のものであるとする。

ただし、効果的なセミナーを行うために必要がある場合には、内容を追加することができる。

(受講料)

第6条 セミナー受講料は無料とする。ただし、教材等の実費相当分については、受講者の負担を求めることができる。

(講師)

第7条 講師は、担当する内容に関し、十分な知識、経験を持つ者を充てるものとする。

(元気高齢者向けセミナー修了者に対する就職等の支援)

第8条 市町村長(市町村長から委託を受けた団体等を含む。)は、参入促進セミナー修了後、次に掲げるいずれかのマッチング支援を行わなければならない。なお、マッチング支援に当たっては、介護サービス事業者団体や群馬県福祉マンパワーセンター等と連携し、効果的なマッチング支援に努めるものとする。

(1) 介護分野での就労やボランティアとしての従事等を希望する者に対する介護保険施設・事業所とのマッチング支援

(2) ハローワークや群馬県福祉マンパワーセンター等への求職登録案内

(3) 介護に関するボランティア等の周知及び登録案内

(4) その他、介護人材の参入促進に資する制度等の周知

2 市町村長(市町村長から委託を受けた団体等を含む。)は、前項に掲げる支援と合わせて、「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に基づき実施する介護に関する入門的研修等の受講案内を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、元気高齢者向けセミナーの実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。